

令和8年度 郡山市産後ケア事業のご案内

令和8年4月1日から、郡山市産後ケア事業が変わります。

1 申請方法が変わります。

①妊娠9か月（32週）ごろから申請ができるようになります。

②最初に申請するとその都度の申請はなくなります。

○産後ケア利用が承認されると利用に必要な書類が送付されます。

2 ショートステイ（宿泊）の利用時間が長くなります。

退所時間が10時から、16時に変更になります。

時間が長くなった分、ゆっくりとケアを受けたり、子育てについて相談したり、
休養をとることができるようになります。

3 県内の委託機関（医療機関・助産所）での利用が可能となります。

（なお、市外の委託機関をご利用の際には、こども家庭課に必ずご連絡ください。）

4 その他、利用料が変更となる等、利用しやすくなります。

利用対象者

◆ 郡山市に住民票がある出産後1年以内のお母さんとお子さん。

・お子さんのみの利用はできません。

・委託機関により、お子さんの受け入れ対象月齢が異なりますので

【別表】令和8（2026）年度 ご利用できる施設のご案内を参考にしてください。

◆ 医療行為を必要としない方

◆ 死産・流産後1年以内の方



【お問合せ先】

郡山市こども家庭課 母子支援係（ニコニコこども館）

郡山市桑野一丁目2-3 TEL：024-924-3691

午前8時30分～午後6時

（休館日：第3土曜日とその翌日・年末年始）

利用方

1 申請は妊娠9か月から可能となります。

郡山市産後ケア事業の利用の希望の際には

郡山市子育てサイト

郡山市産後ケア事業へのQRコード

・オンライン申請一覧

R8年度産後ケア事業利用申請＜外部リンク＞から

必要事項を入力し申請を行います。

※申請の際には「郡山市オンライン申請サービス」への新規登録をお願いします。

2 郡山市こども家庭課で利用について承認を行い、以下の書類を送付します。

申請後、書類が到着するまでには1週間程度かかりますので、利用希望の際には
早めの申請をお願いします。

・郡山市産後ケア事業利用承認通知書

・郡山市産後ケア事業クーポン券 5回分（課税世帯の方 上限額2,500円）

・郡山市産後ケア事業サービス利用券 各サービス7回分ずつ

※令和7年度の利用者には、各サービスの利用回数の残り分のサービス利用券を
送付します。

※郡山市から転出した場合には、使用できなくなります。

郡山市民でなくなった際に使用した場合には、委託料などを負担して
いただきますのでご注意ください。

3 利用希望の委託機関に予約をします。

4 産後ケアサービスを利用します。

利用の際には、本人確認が必要です。

利用施設にマイナンバーカード等の身分証明書の提示をお願いします。

・クーポン券とサービス利用券のつづりを委託機関に提示し、管理表に記入します。

・利用料と食事代などを施設に支払いを行います。

5 利用後のアンケートの入力をお願いします。



ご利用できる期間とケアスタイル

- 産後ショートステイ（宿泊）
原則7日間まで1泊2日は2日と数えます。
委託医療機関等に宿泊して、ケアを受けます。
 - 産後デイケア（日帰り）
原則7日間まで
委託医療機関等に通所して、ケアを受けます。
 - 産後訪問ケア（アウトリーチ）… 原則7日まで
利用者の自宅へ委託医療機関等の実施担当者が訪問し、
個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細やかな
支援を実施します。（1日2時間程度）
- ※なお、同日に重複して複数のサービスを利用することはできません。

利用料（自己負担分）を助成

産後ケアの利用料（自己負担分）を1回（泊）2,500円を上限に5回まで助成します。クーポン券を医療機関等を提示してご利用ください。
申請の都合で間に合わない場合は、償還払いでの申請をお願いします。

そ の 他

- 生活保護世帯・非課税世帯の方は利用料が軽減されます。
申請の際に、課税状況の確認の同意をお願いします。
なお、課税状況が変更となる際には、郡山市産後ケア事業
利用変更申請が必要となりますので郡山市こども家庭課まで
ご連絡ください。
- 利用中は利用施設の規則を守ってください。
- 体調不良ややむを得ない事情で日程変更やキャンセルをする
場合は、利用施設に必ずご連絡ください。
キャンセル料が発生する場合がありますので前日の午後4時
までのご連絡をお願いします。

郡山市 子育てサイト
「郡山市産後ケア事業」
ページ用QRコード



【お問合せ先】

郡山市こども家庭課 母子支援係（ニコニコこども館）
郡山市桑野一丁目2-3
TEL：024-924-3691



【別表】令和8（2026）年度 ご利用できる施設

施設名 住所	電話番号	ショートステイ		デイケア		アウトリーチ		備考
		実施	児の受け入れ対象月齢	実施	児の受け入れ対象月齢	実施	児の受け入れ対象月齢	
寿泉堂総合病院 駅前一丁目1-17	024-932-6363	○	6か月未満	—		—		
星総合病院 向河原町159-1	024-983-5511	○	1歳未満	○	1歳未満	○	1歳未満	
岡崎パースクリニック 安積二丁目335	024-945-8080	○	6か月以内	○	6か月以内	—		
トータルヘルスクリニック 字山崎76-5	024-953-8005	○	3か月未満	○	6か月未満	○	1歳未満	
たなかレディースクリニック 御前五丁目28	024-952-7234	○	3か月未満	○	6か月未満	—		他の施設で出産した方は 1か月健診終了後からの ご利用となります。
太田西ノ内病院 西ノ内二丁目5-20	024-925-1188	○	6か月以内	—		—		児の受け入れ対象月齢に ついては、個別の状況に よりご相談ください。
菊池医院 本町一丁目13-17	024-932-0154	—		—		○	1歳未満	
まんまる御母屋 桑野三丁目20-30	090-9039-0893	○	7か月未満	—		○	1歳未満	
もみじ助産院 田村町大善寺字上野代4-1	080-9254-4639	—		○	1歳未満	○	1歳未満	
郡山里の母乳相談室 桑野1-7-6	070-2038-1108	—		—		○	1歳未満	
福島県助産師会	024-573-0211	○	各助産所による	○	各助産所による	○	1歳未満	県内で利用できる助産院 →ホームページの一覧を 参照してください。

※ 持ち物や上記以外に係る料金、その他留意事項は、予約の際に委託機関にご確認ください。

また、ホームページにオプション等掲載されていますのでご確認ください。

※ 県内の委託機関での利用も可能です。ご利用希望の際には、こども家庭課までご連絡ください。

※ 里帰り出産後のケアを助成

里帰り出産後、県外や市外でも対象外施設で受けた産後ケアの利用料等について助成できる場合がありますので、
利用を希望する場合は事前にこども家庭課までお問合せ下さい。